

# 令和6年度障がい者雇用開拓事業業務委託仕様書（案）

## 1 事業の目的

障がい者法定雇用率の段階的な引き上げ及び重度身体障がいや重度知的障がい（以下「重度障がい」という。）・精神障がいのある人の短時間雇用に係る雇用率への算定条件の緩和を受け、障がいのある人を雇用していない企業へのコンサルティングや、短時間求人の開拓、求職者と企業のマッチングを行うことで、県内の民間企業における法定雇用率達成を目指す。

## 2 委託業務の内容

### (1) 障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティング

以下の支援等による、1社あたり5回までのコンサルティングの実施

- ①制度等の説明、コスト課題等の洗い出し・解決策の提示
- ②雇用部署の検討、業務選定、選考フローの作成
- ③求人票の作成、労務管理等に対するアドバイス
- ④応募者の選考に対するアドバイス、企業実習の実施
- ⑤入社後の社内相談体制に対するアドバイス

### (2) 重度障がい・精神障がいのある人のための短時間求人の開拓

- ①制度等の説明
- ②重度障がい・精神障がいのある人の短時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）の求人に合った業務の切り出し
- ③求人票の作成

### (3) 求職者と企業のマッチング（職業紹介）

- ①一般就労を希望する障がいのある人（以下「求職障がい者」という。）の募集、登録業務
- ②求職障がい者（支援者等含む）に対するカウンセリング（職業評価・障がい特性・意向の把握、面接・履歴書の書き方等基礎的な指導）
- ③カウンセリングにより必要がある場合、障がい認知や就職準備性を高めるための研修、基本的な職業スキルや適性を把握するための就業体験の実施（2週間以内）
- ④求人企業のニーズ把握、アドバイス及び求人の受理
- ⑤求職障がい者と求人企業の相互理解のための就職相談会の開催（2回程度）
- ⑥②～④又は⑤による職業紹介  
必要に応じ、実習（2週間以内）や紹介予定派遣の実施、面接同行等の就職活動支援
- ⑦⑥により就職決定した案件における定着支援  
定着に向けた個別計画により概ね6か月後の定着（就業継続）を目指して支援する
- ⑧企業に対する障がい者雇用セミナーの開催（1回程度）
- ⑨求職障がい者の募集、求人開拓、相談会・セミナー等参加者募集のための広報の実施
- ⑩支援における苦情及び事故等への対応
- ⑪ホームページ等を活用した県事業の広報
- ⑫その他、事業を円滑に実施し、目標を達成するために必要な業務や県事業への協力
- ⑬障がい者テレワークオフィス（福岡・北九州）の利用促進につながるよう両事業との連携

### 3 支援の対象

#### (1) コンサルティング

企業等：県内に本社（本部）又は事業所を有し、障がいのある人を1人も雇用しておらず、不足者数が1～2人の企業（事業者）とする。

※県内ハローワークと密に連携（情報共有を積極的に行う等）し、企業への支援を行うこと。

#### (2) 短時間求人の開拓

企業等：県内に本社（本部）又は事業所を有する企業（事業者）とする。

#### (3) マッチング（職業紹介）

企業等：県内に本社（本部）又は事業所を有する企業（事業者）とする。

求職障がい者：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める「障害者」（支援者等含む）であって、現に県内に居住している若しくは県内での就職を希望する者とする。

ただし、登録の際には、この事業で紹介する求人が原則として精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳を所持する者を対象とした障がい者専用求人であることを十分説明すること。

なお、特別支援学校卒業予定者に対する職業紹介は行わないものとする。但し、セミナー等の開催についてはこの限りではない。

### 4 登録・利用期限

(1) 求職障がい者の利用登録（求職登録）の有効期限は、令和7年3月31日までとし、県が令和7年4月1日以降に事業を実施する場合には更新できるものとする。

(2) 求職障がい者の就職が決定した場合は、更新は行わないものとする。ただし、この事業の紹介により就職が決定した者については、定着支援に必要な限りにおいて原則として1回更新できるものとする。

(3) 企業等の求人登録の有効期限は、令和7年3月31日までとし、県が令和7年4月1日以降に事業を実施する場合には更新又は再登録できるものとする。

(4) 有効期間にかかわらず、県は、調査の必要がある場合には、自ら又は受託者を通じて、事業を利用した者に対し協力を求めることができるものとする。

### 5 事業期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 6 利用料

本事業の職業紹介に係る利用料（紹介予定派遣に係る派遣料を除く）は無料とする。

### 7 事業の管理体制

#### (1) 事業目標（年間）

- ①コンサルティング支援企業数 90社以上
- ②短時間求人開拓企業数 280社以上
- ③就職決定者数 370名以上

#### (2) 人員配置

本事業を円滑に遂行するために以下の者を含む総員7名を配置し、県との連絡窓口となる運営・進捗管理責任者1名を定める。なお、臨時的に必要な人員の配置をすることも可能とする。

- ①障がいのある人を1人も雇用していない企業に対するコンサルティングを行う者（1名）
- ②企業に対する週所定労働時間10時間以上20時間未満の求人開拓を行う者（1名）
- ③ジョブコーチスキルを有し、求職者に対する就業のための指導や求人企業とのマッチング、実

習時及び就職後定着支援を行う者（4名）

(3) 受付時間等

求職障がい者、企業等その他からの相談、連絡の受付は、原則として、休日及び祝日を除く平日の10:00から17:00までとする。

(4) クレーム処理等体制

業務実施におけるクレーム等処理体制は、(2)により配置する人員に限らず、受託事業者全体としての体制をとること。

## 8 実績報告等

- (1) 各月の登録者数、求人件数、紹介件数、就職決定者数、定着支援の状況その他県が求める事項について、翌月10日までに、3月分については3月31日までに報告すること。
- (2) 令和7年3月31日までに業務完了報告書、実績報告書、収支精算書を県に提出すること。

## 9 情報の帰属及び記録の作成

事業実施において取得した求職障がい者、求人企業、開拓先企業に関する情報については、県に帰属し、委託期間の終了後に県に移転するものとする。ただし別に法令の定め等による場合又は県が必要と認める場合はこの限りではない。

なお、記録を作成すべき内容及び移転方法については別途県の指示に従う。

## 10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 登録のほか、職業紹介、紹介予定派遣、実習（職場体験）については、あらかじめ手続きを定め、求職障がい者及び企業等に対し事前に十分説明し、意思を確認した上で実施すること。
- (2) 最低賃金が引き上げになる場合は、最低賃金を下回る求人を掲載しないよう、更新の準備期間を十分に設けること。また、求人票受理の際、最低賃金が引き上がる場合、自動更新する取扱いとすることを明記すること。
- (3) 企業等が障がいのある人を5名以上雇用する場合は、障害者職業生活相談員を選任しなければならないこと（障害者の雇用の促進等に関する法律 第79条）について、求人票に確認欄を設ける等して企業が認識しているか明記すること。
- (4) 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の障がい者支援機関及び大学・専門学校等との連携を密にするともに、企業等への啓発、求人開拓については、商工会、商工会議所ほか事業者団体と積極的に協力すること。
- (5) 県の定める「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）」に規定された合理的配慮を踏まえた対応を行うこと。
- (6) 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第6号）を順守すること。
- (7) 契約及びこの仕様書による定めのほか、労働関係法令等、職業紹介を行う上で必要な定めに従うこと。
- (8) 本事業の遂行中に起こった疑義については、県と協議の上、その指示を受けるものとする。
- (9) 委託期間の終了又は期間中途の契約解除によって、当該業務を継続しないこととなった場合には、当該時点における求職登録者、求人企業の意向を調査のうえ、県の指定する方法により新たな委託者に円滑に業務の引き継ぎを行うものとする。
- (10) 個人情報取扱いには、十分に注意を要し、万が一漏洩が発生した場合は速やかに県へ報告し、県の指示に従うこと。
- (11) 取材等の対応については、事前に県と協議の上、対応すること。また、取材対応後はその旨、県へ報告すること。